備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十六　陸上自衛隊立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都立川市	緑町五番地	東京都立川市
		曙町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、泉町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、上砂町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、柴崎町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、砂川町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、高松町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、富士見町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、柏町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、上砂町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、柴崎町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、砂川町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、高松町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
東京都昭島市	東町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びにもくせいの杜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十七　陸上自衛隊横浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横浜市保土ケ谷区	岡沢町二百七十三番地	神奈川県横浜市保土ケ谷区
	岡沢町（次の図面に示す部分に限る。）	神奈川県横浜市神奈川区
		三ツ沢上町（次の図面に示す部分に限る。）、三ツ沢西町及び三ツ沢南町（次の図面に示す部分に限る。）
		神奈川県横浜市西区
		北軽井沢（次の図面に示す部分に限る。）、浅間台（次の図面に示す部分に限る。）、浅間町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）
		神奈川県横浜市保土ケ谷区
		岡沢町、釜台町（次の図面に示す部分に限る。）、鎌谷町、川辺町（次の図面に示す部分に限る。）、常盤台（次の図面に示す部分に限る。）、星川一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、峰岡町一丁目から三丁目まで、峰沢町（次の図面に示す部分に限る。）、宮田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに和田一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

七十八　陸上自衛隊久里浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横須賀市	久比里二丁目一番一号	神奈川県横須賀市
	久比里二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに長瀬一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	神奈川県横須賀市
		浦賀六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、浦賀丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、久比里一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、久里浜台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、光風台、神明町（次の図面に示す部分に限る。）まで、長瀬一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西浦賀二丁目（次の図面に示す部